

選挙ポスター公営掲示場設置等業務委託仕様書

標記の件にかかる業務の仕様は次のとおりとする。

1 委託業務名

第 27 回参議院議員通常選挙・選挙ポスター公営掲示場設置等業務委託

2 業務概要

選挙ポスター公営掲示場（以下「ポスター掲示場」という。）の作製、設置、補修・補強・移設、設置後の維持管理及び撤去等の業務を行う。業務に伴う資材、人員、写真、資材等保管、車両等の一切の経費は乙の負担とする。

3 ポスター掲示場仕様

(1) 材質等

- ①ポスター掲示場の掲示板（ボード部）は、アルミ製とする。（厚さ 2 mm 程度）
- ②強風雨への耐久性及び耐水性があり歪曲、割れ、印刷のかすれ等が発生しないこと
- ③表面は白色であること。また、のり、接着剤、両面テープでボード部分に確実にポスターの貼り付けができるものであること。
- ④段の数 2 段

4 ポスター掲示場の支柱（脚）

原則 2 本とする。※設置場所によっては 4 本必要な場合もある。

5 ポスター掲示場の数は、計 108 か所。

その設置場所は、別添、「選挙ポスター公営掲示板設置場所」のとおりとする。
ただし、甲の指示により、設置場所を変更することもある。

6 ポスター掲示場における掲示板の区画数は次のとおりとする。

区画数 8 区画

規格等は「ポスター掲示場設置方法図」のとおりとする。ただし、契約締結後、沖縄県選挙管理委員会の指示により区画数、規格等に変更が生じることも有りうるものとする。

7 区画線、区画番号の色は黒色で字体は UD フォントのゴシック体とする。それら表示は乙の負担とする。

8 各区画の内寸（区画線部分を除いた白地部分の寸法）は「縦 45 cm×横 45 cm」以上を確保し、区画線は 1 cm 幅とする。

9 表示欄（注意書き）の印字又は印刷による表示は、委託内容に含むものとし、乙の負担とする。字体は UD フォントのゴシック体とする。

10 履行期間等

- (1) 製作及び設置 契約締結の日から告示日の2日前（設置完了の検査があるため）
- (2) 道路使用許可 設置開始前に所轄の警察署の道路使用の許可を受けること
- (3) 点検期間 設置完了後～告示日の前日
- (4) 保守管理 設置完了後～選挙当日
- (5) 撤去期間 選挙期日後5日間

※公示日（予定）＝6月26日（木）、投票日（予定）＝7月13日（日）

- 11 設置業務開始までに全設置箇所の事前の現地調査を完了させること。完了次第直ちに文書（様式任意）でその旨を報告すること。その際、設置予定箇所に障害や疑義等がある場合は直ちに担当者に連絡すること。
- 12 乙は、設置場所において、植栽帯やガードレール等を毀損してはならない。万が一毀損させた場合は、乙の責任と負担により原状回復を行うこと。
- 13 設置する際、所有者等とトラブルを起こさないこと。所有者等のうち官公署及び民間の所有者等からは設置の許可を得てあるが、何らかのクレームがあった場合は、法の定めに基づき設置の協力義務があることを説明し、丁寧に対応すること。
- 14 乙は、乙の責めに帰すべき事由に基づく紛争は、いかなる場合でも甲にその影響を及ぼしてはならない。
- 15 強風に耐えうるようボード部分と支柱等への固定は確実に行うこと。
- 16 乙は、作業の安全管理に万全を期すこと。特に、作業員の生命、身体に危険の及ぶ行為は絶対にしてはならない。
- 17 乙は、道路の通行の妨げとなる行為や長時間の路上駐車をしてはならない。作業の必要上やむを得ず一時的に停車する場合は、交通安全を確保するため必要な措置を図ること。
- 18 乙は、「①設置業務完了後」、「②撤去業務完了後」の2時点における各設置場所の現況写真をデジタルカメラにより撮影し、紙ベースとデータ（CD-R）」により提出すること。①については、設置場所の種別ごとにどのように設置（固定）したか分かる写真も添付してください。撮影した写真は、①については検収期間までに、②については、撤去完了後、報告の準備ができ次第速やかに浦添市選挙管理委員会に対して提出すること。なお、①②共に完了届を添えること。
- 19 乙は、保守管理期間中、全てのポスター掲示場を定期的に巡回し、常に注意義務を負うこと。この場合、甲は乙に対し巡回の報告を求めることがある。また、保守管理期間中、ポスター掲示場に破損、損壊等が生じた場合は、契約の定めにもとづき速やかに修復すること。

- 20 乙は、撤去期間中に速やかにポスター掲示場を撤去し、撤去作業終了後検査を受けること。
- 21 撤去業務の際は、設置した部材及び掲示されたポスター等を全て回収し、現場を確実に元の状態に回復すること。なお、撤去物は乙の責により処分すること。
- 22 道路占用許可証及び道路使用許可証の許可条件を遵守すること。
- 23 立候補予定者の動向により区画数、規格等に変更が生じることもあり得るものとする。その場合、乙が見積書等を提出し、適切な金額により変更契約を行う。
- 24 乙は、各ポスター公営掲示場を設置する際に台風等の接近及び自然災害等により、2次災害が起きる恐れがある箇所を事前に把握しておき、甲に通知するものとする。また、実際に撤去及び再設置をする場合の費用は、別途協議を行う。
- 25 設置後から撤去完了まで、天災や事故等によるボード等の破損や歪み等による取り替え・補修・補強等の保守点検管理、設置場所の移動や設置方法の変更等について、甲からの指示に従い直ちに出勤し対応すること。この場合、甲からの指示後1時間以内に現場に到着すること。
- 26 25の場合に備え、あらかじめ、乙は現場責任者、緊急連絡先等について、その体制を確立しておくとともに甲に文書を提出すること。
- 27 支払い条件は完了払いとする。
- 28 その他
- (1) 道路使用許可申請書等、道路使用に要する費用は乙の負担とする。
 - (2) ポスター掲示場等が、破損等した場合の復旧にかかる費用は乙の負担とする。
 - (3) 施工上の瑕疵により損害等を与えた場合は、乙の責任と負担とする。
 - (4) 乙が、委託業務の実施にあたって、第三者に損害を与えたときは、甲の責に帰する場合を除き、その賠償の責任を負うとともに、自ら紛争の処置をすること。
 - (5) 保険料等を含む、本契約に関する一切の経費は、乙が負担すること。
 - (6) ポスター掲示場等の設置時に使用する材料は、番線及びクランプ等、確実に設置及び補強できる材料を使用すること。結束バンドの使用は認めない。
 - (7) 関係法令を遵守すること
 - (8) その他、この仕様書に定めのない事項等、疑義が生じた場合は乙と甲は互いに連絡し、調整することとする。